

第20期

第9回

総会議事録

令和7年2月19日

1. 開催年月日 令和7年2月19日(水)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 莊 原文 彰

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 10時30分

8. 閉会宣言 11時30分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

古川 弘作

署名人

伊藤 博文

事務局	<p>ただいまより、第9回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>おはようございます。先週からの天気も回復しまして 皆さんにはお忙しいところ、ご参集いただきありがとうございます。 また、午後からは勉強会がありますので、本日はよろしく お願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 2番 古川 弘作 委員 20番 伊藤 博文 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の1ページです。 譲受人の住所でアパート名が追加になります。 次に議案書の3ページです。 田村15番の申請事由は「23ページの105番との交換」ではなく 正しくは「23ページの103番との交換」になります。</p>

	<p>それから報告事項の1と2、土地の一覧については正誤表のとおり訂正させていただきます。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番から3番までの3件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番から3番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人は渡し人の長男の妻の甥で現在、対象農地の近くに自宅を建築中です。申請地はかなり荒れており、渡し人は高齢のため耕作することが困難なため受け人へ無償贈与となります。</p> <p>当初は農地に雑木が2本ありましたが、現在は伐採され整地されていきました。</p> <p>受け人が農作業に従事し、露地野菜、花などを栽培します。</p> <p>次に2番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、経営拡大です。</p> <p>渡し人は高齢で施設などに通っており、今後農作業に従事できないことから、受け人に売却するものです。</p> <p>受け人が農作業に従事し、露地野菜を栽培します。</p> <p>次に3番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>2月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>今回取得する農地は、実家の裏に隣接している水田と畑です。</p> <p>受け人と受け人の実家は造園業を営んでおり、取得する農地は</p>

	<p>植木の苗木などを栽培します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から3番までの 3件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの 3件について許可と決します。</p> <p>次に4番 1件について、付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木 雄一 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 受け人が農作業に従事します。 2月6日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、七海推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は小規模の野菜を栽培しておりましたが、現在の畑では狭いので近くに農地を探していました。 今回の農地については、渡し人と受け人の土地が隣接しており、渡し人の土地があいているので相談したところ、売買することになりました。 今後、多品種の野菜を栽培する計画です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決します。</p> <p>次に5番 1件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。</p>
渡邊 清助 委員	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 使用借人が農作業に従事します。 2月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 現地は2月4日に確認しました。 借人は貸人の娘婿で、現在は会社員をしておりますが、農繁期には手伝いをしており、将来は跡継ぎになる考えがあります。水稻栽培を本格的に行おうと申請に至りました。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に6番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 2月15日に現地調査及び受け人に聴き取り調査を行いました。 申請地は水田として作付けされた跡があり、周辺農地と調和のとれた利用状況で、今後も適正に利用されると思われま</p> <p>す。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われま</p> <p>すが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番 1件について、許可と決めることに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に7番と8番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。</p>

	<p>次に 8 番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7 番と 8 番の 2 件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、7 番と 8 番の 2 件について、許可と決めます。</p> <p>次に 9 番 1 件について、付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>9 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>2 月 10 日に現地調査しました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、9番 1件について許可と決します。 議長交代します。</p>
議長	<p>議長交代しました。</p> <p>次に10番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と母親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に11番 1件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 2月10日に現地調査し、渡し人から説明を受けました。 圃場には梅の木が植わっており、手入れされている跡があります。 受け人の話では、7～8年前に植えたそうです。 受け人は船引町で水田と畑作を経営しております。 家族3人でやっているそうです。 現地の周りは休耕地であり、梅の栽培では近隣に迷惑はかからないと思います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件は満たしており、地域との調和要件は問題ありますが農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。</p>
古川 弘作 委員	<p>今、地域との調和要件に問題があるような発言だったのですが、大丈夫なのか、大丈夫じゃないのか、お願いします。</p>
高野 和介 委員	<p>ここは、ほとんど4分割するくらいの面積がありまして、端にアカシアが生えていまして、あとほとんど草が生えている場所で梅の畑だけは手入れされており、周りは道路で農薬は使わないという話はしていましたが全て手作業でやりたいと。 周りは耕作していないので、迷惑はかからないと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
古川 弘作 委員	<p>草が生えているということですか。そういう時は、受け人にあまりひどい時は取り消すよと言わないと荒地になってしまうので言ったほうが良いと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。その他、ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。 次に12番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 2月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 申請地は共同のポンプで水揚げをする揚水田でしたが 東日本大震災で揚水が不可能となり、以後耕作されていませんでした。 受け人は自宅に隣接する農地のため、除草をしていましたが 野菜の作付けをしたいと思うようになり、今回の申請に至りました。 同居する義父が別の農地を耕作しているため、指導・協力してもらい 耕作するとのことです。以前から隣地に居住していることから 地域との調和要件は問題ないと思われまます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われまますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。

	<p>次に13番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>13番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>13番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に14番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎 委員	<p>14番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は経営縮小、経営拡大です。 1月29日に現地を調査して来ました。 申請地は受け人の自宅の近くで、前から渡し人より売買の 依頼を受けており、今回の申請に至りました。 また、周辺はよく管理されております。 受け人と妻が農作業に従事します。</p>

	<p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に15番から17番までの 3件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>15番から17番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。まず15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は23ページの103番との交換です。受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に16番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は山林との交換です。受け人と妻、子ども2人が農作業に従事します。</p> <p>次に17番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。受け人と父親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると</p>

	<p>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。</p>
藤田 稔 委員	<p>16番ですが、申請の事由は山林との交換になっていますが、山林との交換は可能でしょうか。</p>
事務局	<p>可能です。所有権移転の理由が交換にしているだけでそれぞれ農地と山林を名義変更するということです。</p>
藤田 稔 委員	<p>農地どうしであれば等価が原則だと思うんですが、山林と農地の等価はどのように判断すればいいのでしょうか。基準はありますか。</p>
議長	<p>わたし、答えていいですか。基準は特にありません。評価額は課税の問題で登記の名義変更に関係ありません。</p>
藤田 稔 委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>そのほか、ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>15番から17番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、15番から17番までの 3件について、許可と決めます。</p> <p>次に18番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>18番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 2月15日に現地調査したところ、適正に管理されており、全部効率要件を満たしております。 受け人の妻及び70代、50代、40代、30代の人を雇用しており農作業常時従事要件を満たすとともに、地域の農地利用調整に協力し</p>

	<p>農薬の使用方法についても地域の防除基準に従うとのことでした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>18番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、18番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に19番 1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>19番 1件について調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>19番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、19番 1件について許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、工事用の仮設道路で一時転用です。</p> <p>農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>申請地は物流センターの開発が進んでいる所ですが、拡張のために必要な一時転用です。</p> <p>令和6年12月19日に開催した第7回総会におきまして5条申請を許可相当とした農地の一部です。</p> <p>現在、福島県で審査していますが手続きに時間を要しており、行っている工事のために仮設道路が必要とのことでの一時転用です。</p> <p>審査中ということで二重申請となりますが、工事を急ぐということで県審査の結果が出るまでの一時転用で問題はないと思われます。</p> <p>2月13日に聴き取り及び現地調査を行い、周辺は既に工事が行われていたり、5条転用許可の手続き中ということで周辺への影響はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で</p>

	<p>甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の区域にある農地です。</p> <p>申請地は郡山中央スマートインターチェンジから300m以内にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電設備です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請地の北は国道288号線、南は磐越東線、東は国道の高さまである直売所の跡地、西は国道から南側の集落を通る県道に面する窪地で周辺農地はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで</p>

	<p>農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p> <p>先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎委員	<p>3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、一般住宅です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>2月2日、現地調査を行いました。</p> <p>現在の家は裏山が近く、今回の申請に至りました。</p> <p>雨水は自然浸透、汚水は集水枡を設置します。</p> <p>また造成、転圧を施し、西側の国道側溝へ排水します。</p> <p>同じく生活雑排水も浄化槽を設置し、西側の国道側溝へ排水します。</p> <p>周辺農地への障害等も南側の農地は分筆後の残地であり他に農地はなく支障ありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>4番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 受け人は再生可能エネルギー発電事業を主な業務として行っており 申請地に太陽光発電設備を設置するものです。 2月11日に現地調査をし、第2種農地と判断しました。 申請地は窪地であり、農地を分断する恐れは認められず、 また周囲に反射光等による影響はないと思われます。 申請書には詳細な事業計画書、東北電力からの系統連携承諾書、 資金証明書等が添付されており、事業は申請通り進むものと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の 規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を 求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番から108番までの108件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から108番までの108件について、利用権設定82件、 所有権移転26件の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると 認められますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から108番までの108件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番から108番までの108件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>調査の結果をご報告いたします。</p> <p>8月の総会で許可された案件ですが、変更の理由はNTTドコモ郡山日和田深沢局の工事着工が予定より遅れたためです。</p> <p>転用期間を4月30日まで2ヶ月延長するものです。</p> <p>調査に行きましたが、基礎工事が終わり、敷地には鉄板が敷かれていました。3月末には完成予定だそうです。</p> <p>なお各種添付書類が提出され、農地所有者の同意書もあります。</p> <p>これらを考慮し、承認相当と思われませんがご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎 委員	<p>1番と2番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請事由は地目変更のためです。</p>

	<p>1月29日に事務局職員と現地調査しました。 申請地は30年ほど前から耕作しておらず、現在は隣接している山林から雑木が増え、巨大化し、傾斜地でもあるため農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>次に2番について、ご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 同じく1月29日に事務局職員と現地調査しました。 申請地は平成26年に相続した当時から荒廃しており、別当2-2は山林が隣接して杉、雑木等が巨大化しており山林と判断しました。 他の申請地はいずれも篠竹や蔦等が繁茂し、農地に復元することは困難と思われます。 ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請事由は地目変更のためです。 2月3日に事務局職員と現地調査しました。 西側に市道があり進入路となりますが、手前に数年前、住宅が建てられ、南側には他の耕作されていない水田があります。 北東の山岸に申請地があり、日当たりが悪く山からの水により排水も悪く、柳や萱が繁茂しています。 農地に復元することは困難と判断しました。</p>

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る 意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号は農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から 意見を求められましたので、お諮りするものです。 まず議案第6号別紙の資料1-1をご覧ください。 除外の内容ですが、農業委員会総会において非農地となった 農地を農用地区域から除外するものです。 資料1-2をご覧ください。 合計60筆、面積は49,256㎡です。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。
	(意見交換)
議長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決めます。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて、議案第7号「農地中間管理事業の農用地利用集積等

	<p>促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>まず6番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては委員が借受人になっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第7号別紙をご覧ください。3ページになります。</p> <p>議案第7号は農地所有者、耕作者からの申し出に基づき市が作成した農地所有者、農地中間管理機構である福島県農業振興公社、耕作者の3者間での貸借について定める農用地等利用促進計画案について郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。</p> <p>計画案6番 1件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について 原案のとおり決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては委員が借受人になっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	計画案10番 1件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について 原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。 次に12番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員の同居の親族が借受人になっており、 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の 制限に該当しますので退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	計画案12番 1件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について 原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。 次に1番から11番までのうち6番と10番を除く9件について 付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	1番から11番までのうち6番と10番を除く9件について 計画の内容を調査したところ適当と認められますが、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番から11番までのうち6番と10番を除く9件について 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から11番までのうち6番と10番を除く 9件について原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の 2件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から14番までの 14件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「非農地に関する判断の取り消しについて」 次のとおり、1番から4番までの 4件について取り消したので 報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番 1件について、 郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第4号を終わります。</p>

	<p>続いて、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から10番までの 10件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第5号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第5号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に1月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
事務局	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。</p> <p>12月締め切り分で、6件の申請がありました。</p> <p>1番から5番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。</p> <p>中央1番の事業目的は、農家住宅です。 農家住宅と駐車場2台分に転用する計画です。 申出地は10ha以上規模の第1種農地ですが集落接続事業で許可要件があります。</p> <p>三穂田2番の事業目的は、農家住宅です。 農家住宅と物置、駐車場3台分に転用する計画です。 申出地は土地改良が実施された第1種農地ですが集落接続事業で許可要件があります。</p> <p>片平3番の事業目的は、農家住宅です。 農家住宅とガレージ、駐車場に転用する計画です。 申出地は第2種農地、10ha未満の市街化近傍小集団農地です。 第2種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが</p>

必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

日和田4番の事業目的は、農家住宅です。

農家住宅と倉庫、駐車場3台分に転用する計画です。

申出地は10ha以上規模の第1種農地ですが集落接続事業で許可要件があります。

田村5番の事業目的は、工事用の残土置場です。

申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、第2種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

安積軽1番の事業目的は農業用資材置場、農産物仕分作業所、収穫物保管庫です。

申出地は農用区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設であり申出人がこの土地を借りているので農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議長

次に松川 延安委員から、審議の内容を報告願います。

松川 延安
委員

1月17日に特別委員会を開催しましたのでその審議の結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、除外が5件、用途変更が1件、合計6件の申請があり協議しました。

特別委員会では6件のうち5件は記載のとおり許可基準を定め1件については農地法施行規則により農地転用は不要と決しました。決定内容については市長に報告することに決し、既に報告しております。

以上、特別委員会の報告とさせていただきます。

議長

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第9回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第9回総会（令和7年2月19日開催）の概要

第3条 農地の移動は

19件で、田 23,069.58㎡ 畑 8,108㎡ でした。

第5条 農地の転用は

4件で、太陽光発電設備2件、一般住宅1件、一時転用1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。